

団体信用生命保険（だんしん）及び債務返済支援保険 の中途加入の募集のご案内

～現在、共済組合の貸付金を借り受けている方へ～

■団体信用生命保険（だんしん）

【制度の特長】

借受人が、貸付金の償還中に万一死亡または高度障害となった場合、保険金により債務を相殺し、退職手当をご本人およびそのご家族のために確保する制度です。

【募集の対象者】

既貸付金のうち団信保険に未加入の組合員であって、次の①から③に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①加入時（今回の中途加入の募集にあつては、平成22年12月1日現在）の年齢が、満70歳未満であること。
- ②平成22年9月末現在の債務残高が50万円以上であること。
- ③健康状況に関する次の告知事項に合致すること。

告知事項 (健康状況)	■現在の就業状態	私は、団体信用生命保険への加入を申し込むにあたり告知日現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	■過去3年以内の健康状態	申込日（告知日）より起算して過去3年以内に、別表記載の病気により連続して2週間以上の入院をしたことはありません。
	別表	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、脳動脈硬化症、精神病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、ぜんそく、慢性気管支炎、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、慢性すい臓炎、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、がん、肉腫、白血病、腫瘍、ポリープ、糖尿病、リウマチ、膠原病

【ご加入上の注意事項】

次のような場合には保険金が支払われないことがあります。

- ①告知義務違反による解除
- ②保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき
- ③戦争その他の変乱により死亡または高度障害となったとき
- ④加入者の故意により高度障害状態となったとき
- ⑤詐欺取消し、不法取得目的による無効の場合
- ⑥保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になったとき
- ⑦保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害になったとき
- ⑧重大事由による解除の場合

※高度障害とは以下の状態をいいます。（生命保険会社の統一認定基準）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（※1）
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※2）
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※2）
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったほかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
- (※1) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (※2) 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便、排尿、その後始末、および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【特約保障料の料率】

9 月末日の貸付残高を 10 万円に切り上げた金額を保険金額とし、特約保証料は、保険金額 10 万円に対し、月額 20 円となります。

例) 貸付残高 503 万円の場合

$$510 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} \times 20 \text{ 円} = 1,020 \text{ 円 (月額)}$$

$$1,020 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 12,240 \text{ 円 (年額)}$$

■債務返済支援保険

【制度の特長】

団信保険の加入者が、傷害・疾病または所定の精神障害により就業障害となったとき、所定の就業障害の期間中（免責期間 30 日）、貸付金の返済相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いする制度です。

団信保険と支援保険をあわせて適用することにより、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも返済金相当額が補償されます。

補償対象期間は免責期間終了後の翌日から起算して 3 年までが限度となります。

【募集の対象者】

団信保険の中途加入と同時に支援保険の適用を受ける場合は、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 団信保険を同時に申し込んでいること。
- ② 加入時（今回の中途加入の募集にあつては平成 22 年 12 月 1 日現在）の年齢が、満 18 歳以上満 60 歳未満であること。
- ③ 元金または元利金の償還を猶予されていない貸付けであること。
- ④ 団信保険の加入要件を満たし、かつ、健康状況に関する次の告知事項に合致すること。

告知事項 (健康状況)	<p>申込日（告知日）より起算して過去 3 年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありません。</p> <p>（注）「治療」には、指示・指導も含まれます。</p>
	<p>一過性脳虚血発作（TIA）、心不全、大動脈瘤、不整脈（心房粗細動など）、じん肺症、慢性肺気腫、クローン病、下垂体・副腎機能障害（クッシング病、巨人症、アジソン病など）、重症筋無力症、血友病、再生不良性貧血、悪性リンパ腫、エイズ・HIV 感染症、認知症、パーキンソン病・症候群、網膜色素変性症、黄斑部変性症</p>

【ご加入上の注意事項】

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ① 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- ③ 麻薬、あへん、大麻、または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- ④ 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- ⑤ 戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害
- ⑥ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害
- ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転による就業障害
- ⑧ 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払になるものがあります。詳細はパンフレット「だんしん事業加入手続

のご案内」をご確認ください。)

⑨退職後に開始した就業障害

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払ができないことがあります。

【特約保障料の料率】

平均返済月額1万円に対し、月額96万円とし、1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額を月間保険料とします。

ただし、返済金相当額（平均返済月額）が1万円未満の場合は、月額96円とする。

例) 毎月償還分 25,000円、ボーナス償還分 100,000円の場合

25,000円×12月=300,000円・・・①

100,000円×2回=200,000円・・・②

(①+②)÷12月=41,667円(平均返済月額)

41,667円÷10,000円×96円=400円(月間保険料)

400円×12月=4,800円(年間保険料)

■だんしん、債務返済支援保険のその他の詳細につきましては、パンフレット「団信事業加入手続のご案内」および「だんしん事業重要事項に関するご説明」をご覧ください。

※パンフレット「団信事業加入手続のご案内」および「だんしん事業重要事項に関するご説明」につきましては、所属所共済事務担当課にお問い合わせをお願いいたします。